

三重県環境審議会第2回土砂条例部会 議事録

日時：令和6年8月20日（火）13：30～16：30

場所：JA 健保会館 3階 大研修室

開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただいまから三重県環境審議会条例の規定により設置されました「三重県環境審議会土砂条例部会」の第2回部会を開催いたします。

本日の進行をさせていただきます、大気・水環境課班長の村田でございます。

それでは、まず議事に先立ちまして、大気・水環境課課長の佐野より挨拶を申し上げます。

（佐野課長挨拶）

（事務局）

続きまして、本日の土砂条例部会ですが、岡島部会長と黒坂委員に対面で御出席をいただいております。石川委員はWebでの御参加となっております。宮岡委員は、御都合により、途中からWebでの御参加となっておりますので、御了承ください。

続いて、議事に入ります前に、委員の皆様の方に1点お諮りいたします。審議会につきましては原則公開としているところですが、本部会につきまして、改めて公開の可否をお諮りいたします。

今回の議事について、公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

（意見なし）

ありがとうございます。御了承いただきましたので、本部会は公開とさせていただきます。

それではここで傍聴者の皆様の方にお願いがございます。傍聴の皆様におかれましては、傍聴要領に従い審議を傍聴いただきますようお願い申し上げます、これに反する場合は、途中で御退出をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

また議事進行中は議論に集中していただきたいと考えておりますので、写真撮影等、必要な場合は冒頭のみとさせていただきますと思いますので、御協力をお願いします。

続きまして、配布しました資料の確認をしたいと思います。

（事務局）

【事務局説明（略）】配布資料の確認 資料1～3、参考資料1～4

資料の不足等ございませんでしょうか。もし説明の途中で不足等にお気づきになられた場合は、そのときでも結構ですのでお申しつけください。

写真撮影を終了したいと思いますが、特によろしかったでしょうか。

それでは議事の方に入っていただきたいと思いますので、進行については、前回の部会で決まりました、岡島部会長、よろしくをお願いします。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方について（中間案）

（岡島部会長）

それでは本日も、円滑な議事進行よろしくお願いいいたします。

早速事項書に従いまして議事の方進めて参りたいと思います。

事項書の2番になりますが、議事は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定のあり方について（中間案）」となっています。

ではまず、事務局の方から、こちらの中間案について説明いただき、その後、委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。事務局から説明をよろしくお願いいいたします。

（事務局）【事務局説明（略）】

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方について（中間案）資料2
条例の手続きフロー（案） 参考資料2、
命令規定（案） 参考資料3
罰則規定（案） 参考資料4

（岡島部会長）

ありがとうございました。皆様から御質問等をいただきたいと思います。

（委員）

まず、前回の議論で取り上げた内容を今回の中間案で盛り込んでいただき、ありがとうございました。

確認になりますが、資料2の7ページ、土砂等搬入禁止区域の指定に関するところですが、もともと搬入禁止区域の指定に関しては、最初に許可は取ったけれど、その後に実際の搬入に際して、よろしくないことをしているということが発覚した場合に、禁止区域の指定を行うということが想定されていたかと思います。そういう意味合いからいくと、今回この条例の禁止区域の指定を外すという話の理由として、盛土規制法では条例よりも幅広い規模の行為に関して有責基準が適用されるということが理由になっているのですが、これは最初の許可の段階での話かと思ひまして、そこではおそらくどの業者もちゃんと許可は取ってくる。問題はその後実際の搬入行為のときに、よろしくないことが判明したときにどう対応するかということになってきますので、今回は

改善命令等の指導によって、対応可能だということも理由になっていますが、もともとの条例の禁止区域の指定等と、今回書かれている法の改善命令等の指導で、何か規制の実効性に違いが出てくるのか、或いは、同じような規制が行えるものと考えてよいのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

搬入禁止区域ですが、直ちに人への、身体とか、生命とか財産に危害が及ぶかどうか、といったときに、搬入禁止区域の指定となりますが、直ちに身体とか生命、そういったものに危害が及ぶことが分かるのは、土砂災害、要は土砂崩れ等になります。今回、盛土規制法で、土砂災害を確認するような構造基準を適用して、土砂条例の方では構造基準を適用しないということもありますので、あくまで規制区域内については、土砂災害に関しては盛土規制法で確認して、土砂条例の方は生活安全に特化したいと考え、今回、搬入禁止区域内については適用しないとしたところ です。

(委員)

規制区域内で、構造基準に関する案件に関しても、不適当な搬入が検知された場合には、すぐにそれ以上の搬入をストップできるという体制が法でも整っていると理解しやすいでしょうか。

(事務局)

盛土規制法で、その辺りは対応すると考えています。

(委員)

これも確認的な事項になりますが、資料2の5ページの真ん中辺りの3、「盛土規制法の規制対象とはならない埋立て」の中で、埋立て行為に関する定義的なところが出てきますが、ここは埋立てという言葉自体が、条例の方と盛土規制法の方で少し定義が違っているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そうなります。土砂条例ができたときは、埋立てとか、盛土とか、入ってくる土に対して、何らかの規制をかけるということで、名称をつけていたところもあります。埋立てについては、谷地の埋立てであったり、砂利採取のような窪地の埋立てであったり、広く捉えて規制をかけていました。盛土規制法で谷地の埋立てについては、谷盛土という形で、盛土として規制されていますが、窪地の埋立てについては、土砂災害の恐れがないということで、盛土規制法から外れています。

埋立てという表現だけで言うと、土砂条例と盛土規制法とで、少しニュアンスが違う

ところがありますが、どちらにしても盛土規制法で規制するか、適用除外になるかで分けられるため、整理をしたところです。

(委員)

もともと条例制定の経緯のところでもありましたが、尾鷲地域だとか紀北地域の山間部での谷地の埋立てというところが社会的に問題視されたというところが、この条例のそもそもの制定経緯の1つだったかと思いますので、谷地の埋立て行為に関しては、その規制が緩むようなことはあってはならないと思いますので、今回は、盛土規制法で谷地の埋立てに関しては盛土として整理されているということで、こちらの方でしっかり規制がかかっていくと理解してよろしいですね。

(事務局)

その通りです。谷地の埋立てについては盛土として、盛土規制法で規制がかかります。

(委員)

ありがとうございます。私からは、現時点では以上となります。

(委員)

事務局におかれましては、参考資料のところでも非常にわかりやすく書いていただいたので、今回つけていただいたフローと、許可制度と届出制度と、どういう規定になるのかといったところもわかりやすく作っていただいたので、非常に理解が進みました。今のところ異論はないのですが、実態に合わせて届出制度にしたというような理解で、特に生活環境の部分については、今までと変わらない制度でチェックができるという考えでよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。手続き上、生活環境を確認するのは、どうしても申請後となるので、手続き上は届出となりますが、水質検査、土壌検査、あと搬入報告などで安全性を確認することについては、許可制度と何ら変わりがないようにさせていただいています。罰則も（許可制度と）同等でいきたいと考えています。

(委員)

具体的な規定として上がってきたかなというふうに思います。

先ほどの、谷地のところは気になっていたのですが、基本的には、盛土規制法の方の盛土というところではいけるという回答でしたので、もともとの条例の趣旨からすると、そういったところは盛土規制法でカバーできるということですよ、そうであれば、

問題がないのかなと思うところです。

今回の条例に関しては、主に生活環境保全のところを念頭に残したというようなイメージでよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。生活環境の保全は、引き続き、土砂条例で規制を続けていくことになります。谷地の埋立てについては、土砂災害の可能性があるので、盛土規制法で規制がかかることとなりますので、窪地の埋立てに対して、除いたこととなります。

(委員)

今後、盛土規制法の区域がどうなるかは、まだわからないんですよ。もし、全般が盛土規制法でカバーできるとすると、今すぐというわけではありませんが、将来的に生活環境の保全のところは、また別の、例えば大気とか水質とか等々を含めた生活環境の方で規制していくというようなことも、この区切りでいくと可能なのかなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。土砂条例の目的の中では、土砂災害のことも入っていて、盛土規制法の指定区域外のこともありますので、土砂条例を残していきたいと思っています。

また、今回、区域指定がされて、5年後に見直すといった部分もありますので、そのときの運用状況を見て考えていきたいと思っています。

(委員)

前回の部会で、住民周知の話が出ていたと思いますが、住民周知に関しては、前回は法の手順に従って、比較的簡素化するという話でしたが、今回は説明会の開催を行わなければならないと、以前の土砂条例に戻っているという認識でよろしかったでしょうか。

(事務局)

その通りです。条例制定のときに、住民の不安の払拭に重きを置いていたというところもあり、自治会、地元住民、事業者とのコミュニケーションをしっかりと取っていただく必要があると考えましたので、説明会の開催を原則とすることを、加えさせていただいた形です。ただし、事業者の責めに帰すことができない、自治会の要望とかであれば、説明会以外も考えることができるとし、まずはコミュニケーションを取っていただくことが大事だと思っています。

(委員)

フローを書いていただいて非常にわかりやすくなったと思います。参考資料2の3ペ

ージ目で、届出制度になった後のフローがありますが、例えば、届出内容に不備があった場合などは、どこの段階で受理をしないということになるのでしょうか。

(事務局)

形式審査のところでは届出の添付資料といったところを確認することになるので、その時に不備があれば、その時に返すようなイメージになります。

(委員)

受理をしない、ということで、着手できないということは、どこを見れば分かりますか。許可であれば、許可しないのであればできないというのは分かりますが、届出であれば出せば着手できるのかなと感じられますが、受理をしなければ着手ができない、というふうに、どこかで止められるものなののでしょうか。

(事務局)

基本的に、届出制度ですので、形式審査で問題なければ、受理をするというのが、県の、行政機関のスタンスとなります。その後、内容に不備がある場合は、修正いただく等の指導を行っていくこととなります。

(委員)

わかりました。指導の中で修正されていくということですね。

もう1点、届出に関してですが、届出内容が、埋立て、又は盛土の行為中に、変更したいと事業者が思った場合は、どういうフローになるのでしょうか。

(事務局)

変更届で対応するようになると思っています。

(委員)

わかりました。

また、届出内容のところですが、参考資料3の一番左端の16番目の項、第27条第1項第9号ですが、『届出を行った者』と書いてあり、『当該許可又は届出の取り消し』とありますが、届出に取り消しはあるのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。届出の取り消しはありません。修正させていただきます。

(委員)

今回の改正内容ももちろん重要ですが、それ以上に、今後運用の中で、土砂基準のチェックをしっかりとやっていくことが、むしろ重要になってくるかと思っておりますので、その観点でいけば、今回の中間案の内容というところは、とりあえず、法規制の段階という意味では、特に異存ございません。今後運用の部分で、県でしっかりチェックしていただければというところになります。

(事務局)

引き続き、条例をしっかりと運用させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(岡島部会長)

それでは、1時間ほど経ちましたので、休憩にしたいと思います。事務局の方にお返ししてよろしいでしょうか。

(事務局)

ちょうど1時間ほど経過し、石川委員が、この時間で退席されますので、一旦ここで休憩をさせていただきたいと思っております。

14時40分まで休憩とさせていただき、14時40分から再開でよろしく申し上げます。石川委員ありがとうございました。

(休憩)

(岡島部会長)

それでは、部会を再開したいと思います。宮岡委員、Webでの参加よろしく申し上げます。

(岡島部会長)

現在、議事2の説明が終わり、質疑に入っていますが、引き続き、御意見・御質問等がありましたら受けたいと思っております。

(委員)

届出のところで受理という話が出てきましたが、先ほどの事務局の回答は、その通りで、むしろ例えば行政手続条例違反にならないように、許可とは違いますので、受理しないという運用をしないでいただきたい、手続違反にならないように適切な運用でもって、ただし、適切な行政指導をしていただくというような形で、運用していただきたい

と思います。不受理のところ、棄物処理法等では結構問題となった事案があったと思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

(委員)

14 ページですが、拘禁刑に変わると思うのですが、そのあたりは、それに合わせて今後改正していただくということでしょうか。

(事務局)

拘禁刑に変わるのが少し先なので、土砂条例を変えてから拘禁刑の部分を変えることになるのか、拘禁刑を先に変えることになるのかは、法務担当と協議しながら進めていきたいと思います。

(委員)

それも念頭に置かれてるということであれば結構です。ありがとうございました。

(委員)

16 ページの経過措置のところですが、イメージ図があって非常にわかりやすいと思いましたが確認させてください。

16 ページのイメージ図だと、既存の(土砂条例の)許可があって、そのあと盛土規制法の指定日から 21 日以内(に盛土規制法の届出)とあるのは、これは盛土規制法の届出が(指定日から)21 日以内であって、既存の条例の許可については、許可を受けてから最長 3 年間はあると考えてよろしいですか。

(事務局)

土砂条例の規制が入っており、ややこしくなり申し訳ありません。条例の許可はそのままとなります。ただし、盛土規制法の届出が出されても、盛土規制法の構造基準がわからないので、土砂条例の許可期間は、土砂条例の構造基準を継続していきたいと考えています。

(委員)

わかりました。

(委員)

(事務局からの)提案に対して、何かというところはないかなと思っていますが、例えば、10 ページの住民への周知のところ、住民の説明で住民の方々がすべて納得しないと先に進めないのか、或いは、ある程度説明をしたという既成事実があれば先に進

めるのか、どういうふうに解釈すればいいのか確認できればと思います。

(事務局)

基本的に(事業者は住民説明会后に)住民の意見を聞いて対応するというような話になるので、ある程度、生活環境に沿った意見に対しては、相談に乗ってというような話にはなってくると思います。

例えば、(届出を行う)人に対してとか、そんな話で反対というような話になってくると、何とか誠意を持って事業者に対応いただいたらどうかというようなことを(事業者に対して)確認する形になると思っています。

(委員)

その時に例えば、今回のその改定で、住民が反対している事項が、生活環境に当てはまるようであれば、そこを対応していただけるということになると思いますが、例えば、景観的にどうだとか、盛土ができると気分的に圧がかかる、といった今回の改定内容と少し外れたようなところで、住民が反対した場合は、そちらはまた別の規則とか条例とかに当てはめて考えていただいて、その間は、(届出は)ペンディングの状態になるのか、或いは、生活環境が問題ないということであれば、住民がある部分に反対していても、話としては進んでいくというような解釈でよろしかったでしょうか。

(事務局)

基本的には生活環境の安全に対してどうかということになってくるので、それ以外の内容、圧迫感とかについては、ある程度は説明をしていただき、コミュニケーションをしっかりとっていただきたいと思っています。

ただ、行政として線を引けるかは、難しいと思っています。

(委員)

わかりました。

(岡島部会長)

それでは全体を通して御意見、御質問等があればお受けしたいのですが、いかがでしょうか。ないようでしたら、議事の最後の「その他」に移りたいと思います。

(意見等なし)

(岡島部会長)

貴重な御意見、御議論をいただきましてありがとうございました。

その他、連絡事項等ありましたら、事務局の方からよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

岡島部会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。委員の皆様も、長時間、御議論いただきましてありがとうございました。議事等をまとめ、委員の皆様には確認をお願ひしたいと考えております。

本日いただきました中間案に対する意見を踏まえまして、中間案の取りまとめを行ってまいります。意見の反映状況等を踏まえた最終的な確認の部分につきましては、岡島部会長に確認をお願ひできないかと思ひますが、いかがでしょうか。他の委員の方もそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

ありがとうございます。

最終的な確認は、岡島部会長と相談させていただき、その案につきましては、委員の皆様にもお渡ししていくというふうに考えています。ありがとうございます。

(事務局)

中間案につきましては、9月5日の木曜日に開催予定となっております、第2回環境審議会において、岡島部会長から御報告をいただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

(事務局)

続いて、資料3に基づき、今後のスケジュールを説明させていただきたいと思ひます。資料3をご覧ください。9月5日の第2回環境審議会の後、審議会の意見等も踏まえて、さらに修正を加え、10月頃にパブリックコメントを行いたいと考えております。一定期間パブリックコメントを行い、終了しましたら、パブリックコメントを踏まえた最終案の取りまとめのため、第3回土砂条例部会を開催したいと思っております。開催は11月を予定しておりますが、詳細な日程は、後日、委員の皆様と調整させていただきます。

パブリックコメントを行う際は、各市町の意見をいただくことを考えております。また、県の他部局についても照会をさせていただき、意見を取りまとめる予定としておりますので、御了知いただけたらと思ひます。

部会としては、最終案を環境審議会に提出し、審議会からは、知事が諮問したことに対して答申を出すという形で終了する動きとなります。

条例の改正につきましては、答申を踏まえ、必要な部分があれば改正を行うといった

動きとなりますので、御了承ください。

それでは、本日の部会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。